

宮代町総合計画審議会条例

平成18年3月23日

条例第13号

改正 平成27年1月26日条例第1号

宮代町総合計画審議会条例(平成13年宮代町条例第28号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 町長は、総合計画の策定及び見直しに関する審議又は調査を行うための機関として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、宮代町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項に関し、審議又は調査をするものとする。

- (1) 宮代町総合計画の策定に関すること。
- (2) 宮代町総合計画の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関し町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 町長は、前条に規定する事項に関し審議会において審議又は調査をする必要があると認めるときに、次に掲げる者のうちから委員を任命するものとする。

- (1) 町の執行機関の委員
- (2) 町内の公共的団体の役職員
- (3) まちづくりに関し識見を有する者
- (4) 公募による市民(宮代町市民参加条例(平成15年宮代町条例第29号)第2条第1号アからウまでに掲げる者をいう。)

(任期)

第4条 委員の任期は、当該審議又は調査を終えるまでとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。